



金 沢 市 公 報

号外第1号

令和6年(2024年)1月17日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

● 告 示

○富山県及び石川県に住所又は居所がある者に
係る市税の申告期限等の延長について

(税 務 課) 1

ページ

● 教育委員会告示

○金沢市立工業高等学校学則の一部改正につい
て (市立工業高等学校) 1

告 示

● 金沢市告示第16号

金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)第11条の2第1項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は同条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、住所又は居所(納税者が法人である場合は、法人税に係る納税地(本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。))が次の表に掲げる地域にある者に係る期限で、令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長します。

令和6年1月17日

金沢市長 村 山 卓

指定地域
富山県 石川県

教 育 委 員 会 告 示

● 金沢市教育委員会告示第1号

金沢市立工業高等学校学則(昭和33年教育委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年1月17日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

附則に次の1項を加える。

- 5 令和6年能登半島地震が発生した時において、石川県内に住所を有していた入学志願者に係る入学検定手数料(令和6年度の入学に係る入学検定手数料に限る。)についての第28条の規定の適用については、同条中「入学願書の提出の際」とあるのは、「教育長が別に定める日まで」とする。

令和6年(2024年)1月17日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄